

## 特記仕様書

1. 契約書、収穫調査委託契約約款及び収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき契約を履行するものとする。

2. 「汚染状況重点調査区域」での作業留意事項

受託者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

詳しくは、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>)

原子力規制委員会のホームページ放射線モニタリング情報

(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja>) を参照すること。

3. CSF の対応について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。

詳しくは、群馬県のホームページCSF（豚熱）対策について

([https://www.pref.gunma.jp/06/f29g\\_00106.html](https://www.pref.gunma.jp/06/f29g_00106.html))を参照すること。

4. 乙は、リモートセンシング技術のうち、点群データ取得後解析により材積を算出する方法で、地上からのLiDAR搭載機器（TLS等）により調査を実施する場合は、次の各号に基づき調査を実施すること。

- (1) 計測機器

計測に使用する機器は森林3次元計測システムOWLとする。

- (2) 標準地の標示

標準地の標示及び測量は不要とする。ただし、位置図兼基本図挿入図及び立木位置図上に標準地の位置を明記すること。

レーザ計測地点には計測番号を記入した野杭を設置し、現地のレーザ計測地点と立木位置図を対応付けること。

- (3) 立木の標示

収穫調査委託標準仕様書の調査仕様書の第4（8）に記載に従い標準地内の伐採木への標

示は不要とする。ただし、立木位置図に伐採木の位置を明記すること。

また、枯損木等は反射テープ等を巻き、取得した点群データ上で枯損木等の確認ができるように計測を行い、立木位置図に枯損木等の位置を明記すること。

#### (4) 品質区分

品質区分はレーザ計測により得られた矢高から判定すること。判定基準は以下のとおりとする。

矢高 3 cm未満：一般材

矢高 3 cm以上：低質材

#### (5) 提出資料

収穫調査委託標準仕様書に記載する提出資料に加えて、OWL マネージャーから出力できる以下の資料を標準地ごとに作成し提出すること。電子ファイルの提出は電子メール等を使用することとし、納品するデータは提出前にウイルス対策ソフトによりその時点で最新のパターンファイルを適用してウイルスチェックを行うこと。

- ・立木位置図
- ・全立木リスト
- ・ocd ファイル（電子ファイル）